

指定海域への入域に関する通報の方法に関する告示について

1. 背景

非常災害が発生した場合における船舶交通の危険を防止するため、指定海域等にある船舶に対して海上保安庁長官が移動等を命ずることができることとするとともに、指定港内の水路及び指定海域内の航路を航行する船舶による通報の手続を簡素化する等の措置を講じる「海上交通安全法等の一部を改正する法律（平成28年法律第42号）」が平成28年5月18日に公布されたところ。

同法の施行に伴い、特定の船舶が指定海域（東京湾における海交法適用海域）に入域する際には、当該船舶の名称等を通報する義務が課されることとなる。

2. 告示の概要

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成29年国土交通省令第64号）が公布され、指定海域に入域する際の通報内容等については、改正後の海上交通安全法施行規則（昭和48年運輸省令第9号）に規定が新設されたところ。

本告示は、同規則第23条の5に基づき、指定海域に入域しようとする船舶が海上交通センターに通報する方法等については告示で定めるとしているところ、通報の方法等について定めるもの。

3. スケジュール

公 布 : 平成30年1月4日

施 行 : 平成30年1月31日